

第23回 鹿嶋市美術展覧会実施要項

1. 趣 旨

鹿嶋市民の芸術文化に対する啓発と普及を図り、豊かでうるおいのある市民生活の創造に寄与するとともに、鹿嶋市独自の芸術文化の創出、多様な交流活動の促進、芸術文化活動の担い手となる人材育成・充実の機会を提供し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成を図ることを目的とする。

2. 主 催

鹿嶋市・鹿嶋市教育委員会

3. 主 管

鹿嶋市文化協会

4. 後 援

(公財)鹿嶋市文化スポーツ振興事業団

5. 会期及び会場

令和元年7月28日(日)～7月31日(水)

午前9時30分～午後5時30分〔最終日は午後4時終了〕

※今年度はオリンピック開催1年前イベント2019KASHIMA文化交流フェスティバル内にて開催する。

鹿嶋市まちづくり市民センター

6. 部門及び規格

○絵画の部<日本画・洋画・版画・デザイン>

10号以上50号以内。版画については4号以上とする。

額装で10号以上はガラスの使用は不可とする。

○書の部

額装または軸装で全紙縦135cm×横70cm以内(半切も含む)とする。

篆刻作品の仕立上り寸法は、縦40cm×横30cmとし、額装とする。規定寸法内に数顆押印することができる。(原印は出品不要)

○写真の部

半切・A3以上とし91cm×91cm以内のパネル張りまたは額装(ガラスの使用は不可)とする。

組写真は1枚のパネルに収めたうえで91cm×91cm以内とする。

○工芸の部

<陶芸・和紙絵(ちぎり絵)・人形・木彫など>

持ち運び可能なものとし、セット作品の場合は60cm×90cm以内
和紙絵については、8号以上のものとする。

7. 出品資格及び出品区分

鹿嶋市に在住・在勤する者，市内の社会教育施設などを活動の場とする者，及び鹿嶋市出身者

○委員出品……鹿嶋市美術展覧会運営委員

○特別会員出品……鹿嶋市美術展覧会特別会員

本展覧会において会員賞を受賞した者及び運営委員会で認められた者。

○功労会員出品……鹿嶋市美術展覧会功労会員

85歳（平成31年4月1日現在で満84歳）以上で本展覧会に10回以上出品している者。

○会員出品……鹿嶋市美術展覧会会員

本展覧会において最優秀賞・優秀賞を連続2回以上受賞し，審査委員会で推挙され，運営委員会で認められた者。その他，審査委員会で特に推挙された者。

○一般出品……委員・特別会員・会員出品以外で，最優秀賞・優秀賞・奨励賞の対象となる者。

8. 出品作品

- (1) 一般出品作品及び会員出品作品は審査をする。
- (2) 1部門につき1人1点とする。
- (3) 自己の制作したものとする。
- (4) 審査をともなう展覧会に出品していないものとする。
- (5) 風紀上好ましくない作品は不可とする。
- (6) 作品には所定の作品受付票を貼付する。
- (7) 作品・額は，展示・移動等の作業に耐えられるようにする。
- (8) 壁面に展示する作品には，吊り金具・吊りひもをつける。

9. 申込期間及び方法

6月18日（火）～6月30日（日）午前9時30分～午後5時

所定の申込用紙に必要事項を記入の上，まちづくり市民センターもしくは各地区まちづくりセンター（各公民館）へ申し込み。

10. 搬入

7月27日（土）午前10時～12時

会場：鹿嶋市まちづくり市民センター

※会場設営（パネル組立）は業者に委託し，出品者は作品搬入のみおこなう。出品者は，部門ごとに所定の場所に作品を搬入し，受付をする。

11. 審 査

7月27日（土）午後12時30分～

審査会場：鹿嶋市まちづくり市民センター

最優秀賞・優秀賞・奨励賞については、一般出品点数30点までは下記のとおりとする。

最優秀賞（市長賞）	各部門1点
優秀賞	各部門2点
奨励賞	各部門5点以内

※一般出品点数が30点を超えた場合は奨励賞1点、また40点を超えた場合は優秀賞1点、奨励賞1点を増やすものとする。

会員賞については、会員出品点数が15点までは下記のとおりとする。

会員賞（知事賞）	各部門1点
----------	-------

※会員出品点数が7点未満の場合は一般出品の最優秀賞作品を会員賞の審査対象に加える。

なお、特別会員は審査対象外とする。

12. 作品展示

7月27日（土）午後2時～

会 場：鹿嶋市まちづくり市民センター

※各部門の実行委員で行う。ただし、実行委員で対応できない作品については出品者が行う。

13. 授賞式・受賞者交流会

7月31日（水）午前11時～

会 場：鹿嶋市まちづくり市民センター 講義室

※詳細については、受賞者に別途通知する。

14. 搬 出

7月31日（水）午後4時～

※パネル撤去は業者に委託し、出品者は作品搬出のみ行う。

15. 注意事項

- (1) 出品作品の取扱いには充分留意するが、搬入時から搬出時までの期間における不慮の事故・災害等による作品の破損・滅失等について、主催者側は一切の責任を負わない。搬出期日に搬出されなかった作品についても同様とする。
- (2) 受賞作品については、主催者の広報資料（本展覧会の紹介、HPへの掲載等）として使用できるものとする。
- (3) 出品にかかる個人情報、本展覧会運営以外の目的には使用しない。

16. 委 任

その他必要な事項は運営委員会で定める。